

学士課程答申（H20）《指摘・課題》

- 我が国の大学の大きな問題の一つは、教育内容・方法、学修の評価を通じた質の管理が緩い。
- 我が国の学士課程教育は、かねてから入難出易と評され、評価の厳格化が求められてきたが、進学率が上昇し続け、大学全入に至ろうとする今日、入学生の約 8 割が修業年限で卒業し、卒業までに退学する者は 1 割程度にとどまるという状態に目立った変化はない。

質的転換答申（H24）《目指すべき方向性》

- 生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要。
- すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。
- 従来の教育とは質の異なるこのような学修のためには、学生に①授業のための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学生同士のディスカッション、他の専門家等とのコミュニケーション等）、授業の受講（教員の直接指導、その中での教員と学生、学生同士の対話や意思疎通）や事後の展開（授業内容の確認や理解の深化のための探究等）を促す教育上の工夫、②インターンシップやサービス・ラーニング、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要。

⇒ 学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠。

「学士課程教育」に関するこれまでの議論

質的転換答申（H24）《目指すべき方向性》

- 各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学が重視する教育に関する営為と活動に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言える。
- 学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠。そのためには、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証することが必要。
⇒教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画（シラバス）の充実、全学的な教学マネジメントの確立と連なって進めることが重要。
- 学士課程教育の質的転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要。そのためのシステムの再構築やそれを支援するスタッフの要請や確保も必要。
⇒学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメントの確立や、それを可能とする実効性ある全学的なガバナンスと財政基盤の確立が必要。
- 「学士課程教育」という概念の未定着という課題の解決のためには、まず学位授与の方針を明示し、その方針に沿ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要。
また、学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要。

「学士課程教育」に関するこれまでの議論

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申（H30）「高等教育が目指すべき姿－学修者本位の教育への転換－」

- 我が国の大学については、米国等の大学と比較して、学修時間が短いとの指摘や、学生が受講する科目が多く、授業以外の学修時間の確保を難しくしているのではないかと指摘もあり、密度のある学修体制を整える必要がある。
- 学修時間の確保を難しくしている背景には、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟課程等を考慮・把握することなく、単に個々の教員が教えたい内容が授業として提供され、教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという課題がある。
- 保証すべき高等教育の質は、学修者が何を学び、身につけることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかということが重要な要素であり、各高等教育機関はこれらを自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められる。
- 教学マネジメントの確立に当たっては、下記が重要。
 - ・各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（「三つの方針」）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むこと
 - ・このようなPDCAサイクルが、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していること
 - ・学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用すること
 - ・各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくこと
⇒国の責務として、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきか等を網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針の策定を提言。
- 我が国の質保証に係る制度の前提となる大学設置基準を時代に即したものとして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要がある。

教学マネジメント指針（R2）「全学的な教学マネジメントによる教育改善」

- これらの観点を踏まえ、令和2年に教学マネジメント指針が策定され、「三つの方針に基づき、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営」のために確実に実施されることが必要な取組や留意点が、以下5つの観点で整理された。
 - I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化
 - II 授業科目・教育課程の編成・実施
 - III 学修成果・教育成果の把握・可視化
 - IV 教学マネジメントを支える基盤
 - V 情報公表

「教学マネジメント指針」の概要

1. 教学マネジメントとは

- 教学マネジメントの定義は、「**大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営**」
- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

2. 「教学マネジメント指針」の概要

取り組み		概要
I	「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定
II	授業科目・教育課程の編成・実施	● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成 ● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要 ● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
追補	「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す ● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施
III	学修成果・教育成果の把握・可視化	● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化 ● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保 【大学全体レベル】・大学全体で厳格な成績評価の実施 ・ GPAの信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表 ・ 大学としての考え方を内外に示す ・ 可視化に用いる情報の自主的な策定・開発 ・ 教育改善を進める全学的な組織の整備 【学位プログラムレベル】 ・ 複数教員分担による科目の成績評価の平準化 ・ 成績評価が意図通りか点検 ・ GPAを多様な用途で活用 ・ 学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価 ・ 様々な情報の組み合わせによるDPの達成状況の評価・適切な学生へのFB 【授業科目レベル】 ・ 各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価 ・ 成績評価結果等の分布を踏まえた授業改善 ・ 重点科目の評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする
IV	教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）	● DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義 ● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施 ● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進
V	情報公表	● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要 ● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

大学設置基準について —R4改正（改正の概要）—

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

「学士課程教育」に関するこれまでの議論

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～答申（R7）《教育研究の【質】の更なる高度化》

- 予測不可能な時代にあつて、「**知の総和**」**向上**に向け、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「**何を学び、身に付けることができるのか**」を**中核に据えた学修者本位の教育を更に発展**させることが必要。学びの質を高めるための教育内容・方法の不断の改善と、その改善を制度的に担保する質保証・向上システムの改善・充実が不可欠。

＜学びの質を高めるための教育内容・方法の改善＞

- 教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実するため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進が必要。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須。
- 俯瞰的・横断的な視野、複数の異なる視点のアプローチを用いて思考する力を育成する観点から、複数の学問分野を通じて基礎的・汎用的な能力を身に付ける教育や、実践的な教育研究を実施するなど、柔軟な教育課程を編成することも必要。

＜新たな質保証・向上システムの構築＞

- 「知の総和」の向上に向け、一人一人の能力が高まるようにしていくためには、これまで累次の答申で述べてきた質的転換、質保証を更に発展させ、質向上をより重視する視点から、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが必要。
- 認証評価制度については、「評価のための評価」から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要。その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべき。
- その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。